

千葉市建築物等の解体等に伴う石綿の飛散の防止等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、建築物等の解体、改造又は補修に伴う石綿の飛散の防止等に関し、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下「法」という。）等に定めるもののほか必要な事項を定めることにより、市民の健康の保護及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱の用語の意義は、法、大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号。以下「政令」という。）及び大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）の定めるところによる。

(石綿の濃度の測定等)

第3条 届出対象特定工事の元請業者又は自主施工者は、市と協議の上、次の各号に定めるところにより、大気中の石綿の濃度を測定し、その結果を記録するものとする。

- (1) 特定粉じん排出等作業（法第18条の17第1項の政令で定める特定建築材料に係るものに限る。以下同じ。）の開始前及び終了後にあつてはその対象となる建築物等の周辺4方向における敷地境界線上の4か所（当該建築物等が敷地境界線から離れていることにより当該4か所では対象となる建築物等に係る石綿の状況の把握が困難であると認められる場合は、当該建築物等の周辺4方向における4か所。以下この号において「敷地境界線上の4か所」という。）において、特定粉じん排出等作業の実施中にあつては敷地境界線上の4か所並びに作業場の隔離の措置を講じた場合は集じん・排気装置の排気口及び前室の出入口において、それぞれ1回以上測定するものとする。
- (2) 測定高さは地上1.5mとする。
- (3) 測定方法は、石綿に係る特定粉じんの濃度の測定法（平成元年環境庁告示第93号）に定める方法その他の適当な方法によることとする。

- 2 届出対象特定工事の元請業者、自主施工者又は下請負人は、作業記録として特定粉じん排出等作業の工程ごとの写真を撮影するものとする。
- 3 届出対象特定工事の元請業者は、当該届出対象特定工事における特定粉じん排出等作業が完了したときは、第1項の石綿の濃度の測定の結果及び前項の作業記録（以下「石綿濃度測定結果等」という。）を遅滞なく発注者に書面で報告するものとする。
- 4 届出対象特定工事の発注者は、第1項の石綿の濃度の測定に関し必要な措置を講ずることにより、当該測定に協力するものとする。
- 5 届出対象特定工事の発注者は、第3項の報告を受けた後速やかに、石綿濃度測定結果等を石綿濃度測定結果等報告書（様式第1号）により市長に提出するものとする。
- 6 届出対象特定工事の自主施工者は、当該届出対象特定工事における特定粉じん排出等作業の完了後速やかに、石綿濃度測定結果等を石綿濃度測定結果等報告書（様式第1号）により市長に提出するものとする。

（報告及び調査）

第4条 市長は、この要綱の施行に必要な限度において、届出対象特定工事の発注者、元請業者又は自主施工者その他必要と認める者に対し、当該届出対象特定工事に関して必要な報告を求め、又はその職員に、当該届出対象特定工事の状況を調査させることができる。

（その他）

第5条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、環境局長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年3月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に着手している特定工事については、この要綱の規定は適用しない。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成25年法律第58号）の施行日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に、法第18条の15の規定に基づき届出をした者についての規定は、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。